

令和2年2月

# 上天草市農業委員会会議録

令和2年2月13日招集

熊本県上天草市農業委員会

---

令和2年2月13日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 事業計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第4号 令和2年度農業賃金標準額について
- 日程第7 議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定について
- 日程第8 報告第1号 許可不要転用届の受理について
- 日程第9 報告第2号 令和元年度非農地化事業対象農地について
- 日程第10 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長	西岡 光雄	職務代理者	速田 治住	2番	松岡 健二郎	3番	山口 勝喜
4番	水野 美奈子	5番	木嶋 たか子	6番	磯田 清俊	7番	岩崎 國重
9番	松本 光義	10番	森 和敏				

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 田島 伸吹 嘱託 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

8番 源 義通

## 1 開 会

事務局（徳弘）

皆さま、おはようございます。

だいまから、令和2年2月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、10名の委員の方が出席となっています。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

## 2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます）

議長（西岡）

本日は、令和元年度の第11回総会ということで、皆様方には大変ご多忙の中ではございますけれども、ご出席をいただきましてここに開会できますことを厚く御礼をいたしたいと思えます。

皆様方もご承知のとおり、最近いろいろと新聞やテレビで報道をされておりますように、新型コロナウイルスが非常に猛威を振るっているということで大変世間を騒がせておりますけれども、一日も早い終息を願っているところでございます。

## 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、早速議事に入りたいと思えます。本日の議事録署名委員の指名を行います。1番、蓮田委員、2番、松岡委員、よろしくお願いいたします。

#### 4 議 事

##### 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

1番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△△番△、外2筆、地目は畑及び田、合計3筆、合計面積735㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から東の方向、約2.4キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田566㎡、畑4,064㎡、合計4,630㎡、稼動力は3、農機具等は、耕運機2、草刈機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩1分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、野菜等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われれます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

4番（水野）

はい。昨日の現地確認、小雨の中ありがとうございました。今年の11月ごろに譲渡人から受人に相談があったそうです。この図面で、△△△△△番地△のほうは、以前から借りて受人のほうに畑を作られておりました。昨年ごろから相談があったということで今回申請をされたということです。宅地も、ご覧のように隣にあります。何ら問題もないと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

1番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番地△△、地目は畑、面積330㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇から北の方向、約600メートルあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は土地購入費△△△万円、建築費△△△△万円、雑費△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われまます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は譲渡人の所有する農地であるため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設の水路へ排水するとのことです。被害防除については、造成工事の必要はなく、完成後も近隣の農地への影響はないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番、磯田が説明します。

昨日はお疲れさまでした。雨の中大変でした。申請人は、現在、家族でアパート暮らしをされておりました。将来のことを考えての住宅を建築するという事になったそうです。現地は申請人の両親がすぐ隣に住んでおられまして、仕事場にも近いということで選ばれたそうです。ご覧のとおり現在は休耕地となっております。道路とほぼ高さが同じぐらいで、造成の必要はないということで、周りに迷惑をかけることはないんじゃないかということでした。

申請地の隣に、図面を見ていただきますとわかるとおり、横に畑がありますけれども、これも現在は休耕地になっておりました。作物は植えられておりませんので

影響はありません。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第2号の1番につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方のご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

### 議案第3号 事業計画変更承認申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号事業計画変更承認申請について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

1番の申請人は、鹿児島市の法人になります。申請地の物件表示は、大矢野町維和地区宇□□△△△△番△、外1筆、地目は畑、合計2筆、合計面積は1,024㎡です。今回の申請理由は、平成26年9月に転用許可を受けたものの、当時の譲受人が資金面等の理由により事業計画どおりの遂行が困難となり、施工業者及び工事期間を変更するものです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、出力ワット数や設備の配置場所等については、当時の計画から変更はありません。なお、現時点で造成工事までは完了しており、今回の計画変更承認後に設備の設置作業に取りかかるとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（元梅）

推進委員の元梅が説明します。

5条で許可は下りていますので、何も問題ないですけど、排水溝は図面の右側と左側に拵がありまして、そちらに流すそうです。何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。この山の上の造成も一緒でしょう。

推進委員（元梅）

一緒です。

議長（西岡） 大分山を削って造成してあったでしょう。あの泥を下に埋めたのですか。

推進委員（元梅） いいえ、パイプで全部下に排水するようにしてあります。

議長（西岡） ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第4号 令和2年度農業貸金標準額について

議長（西岡） 続きまして、議案第4号、あとで配布された資料をご覧いただきたいと思います。令和2年度農業貸金標準額について。令和2年度における農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を定めるため審議を求めます、ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（徳弘） はい、議案第4号資料お手元大丈夫でしょうか。1枚めくっていただきますと、字が小さいですけれども横長の表を1枚付けております。一番上に令和2年度上天草市農作業標準賃金の検討資料と付けております。

表ですけれども、去年も同じような資料をお配りしたのですが、まず、真ん中のところに黒く太く縦長に2列枠とっております。左側の数字入っているほうが、ちょうど1年前ご協議いただいて決定した平成31年度(令和元年度)の標準額ということになります。これをもとに右側の空欄R2というところをご検討いただきたいところですが、その右側3つが令和2年度、次の4月からの天草市と苓北町の案をいただいており、それを書いております。一番右側は、去年もお示しましたけれども、平成30年のJAあまくさ大矢野統括支所の農作業受委託組合の資料を入れております。昨年度、ロータリー耕起とかパワーデスクとかのところを分けたほうがいいんじゃないか等々で、いろいろご検討いただいて作成をしているところです。

苓北町、天草町さんの分もさらっと見てみたんですけども、去年お決めいただいたこの令和元年度の上天草市の分とあんまり大きな開きはないかなと思って見たもので、一番下のところに熊本県の最低賃金のところで、6,100円のところを6,400円と一応あらかじめ入れておりますけれども、個人的にはその他の部分はそのまま横滑りでも、一応参考額ということになりますので、大丈夫なのかな

という印象は持ったところですが。以上です。

議長（西岡）

ただいま、事務局のほうから説明がございましたけれども、この標準賃金の検討ですが、値上げとか値下げとかという点はありませんか。

（「そのままいいです」と呼ぶ者あり）

（「良いと思います。今まで問題はないので」と呼ぶ者あり）

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

それでは、賃金額につきましては、据え置くということによろしいですか。

（はい の声あり）

議長（西岡）

それでは、この資料にご異議ございませんので、令和元年度の賃金をそのまま令和2年度に据え置くということでご承認をいただきたいと思っております。

#### 議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定について

議長（西岡）

それでは、続きまして、議案第5号、令和2年度別段面積の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の別段面積（下限面積）として設定できることになっております。併せて、「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、別段面積（下限面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、新年度の別段の面積（下限面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

（1）上天草市全域について、別段の面積（下限面積）を40アールと設定する。

（2）空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の条件を満たす場合は、1アールと設定する。

理由。（1）について、2015年農林業センサスにおいて、上天草市は農地法施行規則第17条第1項第3号に定める基準「下限面積未満の農家戸数が全体の4割」を超えているため。上天草市管内の農地状況や遊休農地面積等を考慮した結果、



現行の下限面積を維持することが最適と判断されるため。(2)について、空き家バンクを利用した移住が増える中、空き家に付属する農地の売買について、遊休農地解消等の観点から有益と判断するため、別添の取扱基準(案)を参照にさせていただきます。

あとは事務局のほうで説明をお願いいたします。

事務局(徳弘)

はい。今、会長からご提案いただきましたけれども、まず40アールについては、今までと同様です。本来50アールですけれども、農業センサスとか基準の農家の戸数、基準面積を持つ農家の戸数等々から、40アールということで、天草2市1町、似たような農地があるので、天草全体で同じような面積を設定しているということで、これも2市1町の協議を先般行いまして、40アールでいいんじゃないかなろうかと。それをまた持ち帰ってそれぞれの農業委員会で話してくださいということで持ち帰っております。こちらについては40アールで問題ないかと思えます。

今回新たにこの(2)をご提案しております。これは既に1、2年前からですね、西岡会長からも2市1町のほうにご提案があっていた分になります。条件を満たす場合は、1アールを下限面積とするということです。空き家バンク、移住定住に絡んで、その空き家に付属する農地の取り扱いの部分で、1アールというところを設定しようということです。熊本県内でも昨日会議がありまして、資料をここに持ってきてはいないんですけれども、1アールとしているところがいくつかあります。移住定住を見据えてということになっており、全国的にもかなり多くなっているみたいです。場合によっては0.01アールというようなところ、1㎡からというところもあるみたいですが、ただ、それをするにあたって、その1枚開けたA4の縦でホチキス留めしている「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」というものを設定しまして、やたらめった農業委員会もするんじゃない、というところをこれで定めてはどうかということで、これも2市1町でたたきを作りまして、それぞれの自治体にそぐわないところは修正をかけて、皆様にお諮りしたいと思っております。

法の中では、そのやり取りできる農地というのは、実は遊休農地等ということになっております。ですので本来であれば生きている農地であるとか、当然荒廃してしまったところを移住者にそのまま任せるといのはどうだろうというものもありますので、一応その遊休農地という書き方はしてはありますけれども、2市1町ではその遊休農地並びに周囲の状況を鑑みたときに、今後遊休化してしまいそうな農地も含めて、今後そうならないような有効活用を考えようという前提で取り扱ってはどうか、としております。

あと大きなところとして、イメージとしては、空き家に付属するですので、売りたい貸したい、その空き家のすぐ隣にある家庭菜園的な農地というイメージはあるんですけれども、この農地をやり取りする場合は、手続きとしては3条の手続きになりますので、農業委員会が通常やっている3条の手続きとかけ離れてもいけない

かなというのがありますので、市内にお持ちの農地であれば、家の真横になくとも通作できる農地であれば、空き家に付属する農地として取り扱っていいのではなからうか、というところを書いております。

あと、この別段の面積というのも決定した場合は公示するということがあります。が、1アールの場合は、筆ごとに設定をして公示をするということになります。です。ので、売りたい空き家があって、農地を10筆持っているという場合は、その10筆を農業委員会の総会で下限面積、この筆は1アールの下限面積だよということを決して公示するというということになります。

仮にその移住したい方のお家の売買が成立し、併せて、その10筆のうちに1筆、家のすぐ傍にある1筆を家庭菜園で使いたいという場合は、その1筆について3条のやり取りをするということになります。残った9筆については、その公示の取消し、1アールは取消しということでの通常の農地の扱いという流れになります。ちょっと手続きがややこしいですけれども、その移住定住をする空き家側とのやり取りと、農業委員会はあくまでも1アールまで下げたところでの3条のやり取りをするということになります。です。ので3条でも3年3作お願いしますというようなことをやっておりますけれども、一応そういうことで移住をしてくる方、空き家を買う方、農地がほしいと、家庭菜園に農地が欲しいという方にも、そこはお願いしますね、というやり取りをしていくことになるということになります。

こまごました手続きというのは、その空き家側、空き家担当課とのやり取りとかはあるんですけれども、基本的には1アールまで下げますということと、3条でのやり取りになりますという大きなところを踏まえていただければと思います。

一応その方向で今回ご了解もしいただきましたら、あとはこの取り扱い基準は事務的などところもありますので、詳細をつめまして、この4月1日から空き家担当の部局と一緒にやっていければと考えております。以上です。

議長（西岡）

ただいま、事務局のほうから下限面積について説明がございましたけれども、1番と2番に分けて審議をいたしたいと思います。

1番の今までどおりの下限面積40アールにつきまして、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。いかがですか。

（「このままでいいと思います」と呼ぶ者あり）

議長（西岡）

はい、それでは、今までどおり、上天草市全域についての別段面積は40アールにするということで決定をいたしたいと思います。

2番につきまして、先ほど事務局のほうから説明がございましたけれども、空き家に付属する農地、この下限面積を1アールとするということで皆さん方のご意見を伺いたいと思います。いかがですか。

- 9番(松本) 問題ないと思うけどな。基準がなければ不自由だもんな。やっぱりそういうことを前提にして空き家でも利用してもらうようにしたほうがいいですね。
- 議長(西岡) この下限面積を1アールにしておかなければ、畑と家が別々になって今度は売買ができないようになるわけですね。この下限面積を40アールにしておけば、都会から移住してきて、農地は全然もっていない人が家を買おうと思っても、この農地が付いているから、やっぱり売りたい人はその家も農地も一緒に買ってくださいと条件を付けるはずです。そういった場合がやっぱり下限面積を1アールにしておけば、買いやすくなるということではなかろうかと思いますが。
- 3番(山口) 1アールより少なかった場合はこれですんなりいくけれど、多かった場合はどうしますか。1畝だから。
- 議長(西岡) 今度は仮に2反、3反と土地が付いていたときですね。
- 9番(松本) そういう時が問題ですね。
- 議長(西岡) また4反以上になれば何も問題ないですね。
- 2番(松岡) 未満のときがですね。
- 10番(森) 状況次第ですね。
- 9番(松本) そのときは農業者の条件とかいろいろな地域性もあるだろうし、それに合わせたときやっぱり農業委員会としてうまく審議して、そこに支障のないようなやり方をしなければならぬ。
- 3番(山口) 以前1アール以上あったのを、もう許可しようかという感じにしたような記憶はあるけれども、1アール未満なら何ということはないですね、もうこれで。それ以上にある可能性があるから、そういうのをどうするかです。
- 9番(松本) そのときどういった解決方法があるのかな。
- 議長(西岡) 20アールとか30アールとか付いているときがありますよね。
- 2番(松岡) 売り主はやっぱりそれで売りたいでしょう。
- 9番(松本) それは農地だけ残しても、どうにもできませんね。結局荒れてくるわけだから、

そこはうまくそういう人たちがその空き家を買ってでもそこまでしたいという人があるとするならば、やっぱりそこはどうしていくかというのを農業委員会で考えていかないと。

1 番（蓮田） ケースバイケースが出てくるわけですね。

議長（西岡） そうですよ、今、蓮田委員が言われるようにケースバイケースですね。その都度農業委員会の総会で審議をしてですね、許可するかしないかは。

3 番（山口） そうしていかないと仕方がないです。

9 番（松本） ひとつの基準は決めておかなければならないからですね、そのところは臨機応変にある程度やっていったほうが、やっぱりその遊休農地とか荒廃地、荒れた地がなくなるわけだから。

議長（西岡） 先月の総会で空き家がでたじゃないですか。あのときは40アール以上あったから何も問題はなかったんですよ。

1 番（蓮田） 40アール以内のときがですね。

9 番（松本） 25アールありますとって、どうにもできませんと言うわけにはいかないですよ。

議長（西岡） 1アールという下限面積を定めておけばですね、買いやすくなると思います。

9 番（松本） そうですよ。

議長（西岡） それでは、2番についてはこれでよろしいでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） それでは、下限面積につきましては、1番、2番は原案どおり承認ということでよろしく願いいたします。

#### 報告第1号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡） 続きまして、報告第1号許可不要転用届の受理について、事務局のほうから説明

をお願いいたします。

事務局（田島）

はい、報告第1号、番号1番です。議案は7ページになります。

物件表示は、龍ヶ岳町大道地区字□□△△△番△、地目は畑、面積1,016㎡のうち17.5㎡です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○○から南東の方向、約24キロのあたりに位置しております。届出事由は、携帯電話無線基地局の設置で、権利の種類は賃貸借権の設定です。きのう現地確認を行いました。特に問題はなく、また隣接農地所有者等へも事前に説明済みとのことであり、何ら問題ないものと思われ。報告は以上です。

議長（西岡）

担当委員の説明をお願いいたします。

10番（森）

私、10番森から説明します。

今、説明があつて何ら問題ないということで麻生大臣の承認書もついています。この地区はですね、9ページを見ていただくとよくわかると思いますけれども、100メートル間隔に3本アンテナが建っています。■■社と●●社、そして今度建つのが▲▲社です。前日この地主さんに私が連絡いたしまして、境界等の確認をしたいので立ち合つてほしいということで一緒に来てもらいました。9ページでわかるように道路際に入っている土地が他人の土地です。U型に空いてところが人の土地で、道路際に畑としてまだ残っています。その角に支柱が経つということで、その確認をしたいということで来てもらいました。内容的には何も問題ないと思います。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま、報告第1号の報告が終わりましたが、皆様方、何か質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、報告第1号につきましては、報告どおりといたします。

#### 報告第2号 令和元年度非農地化対象地について

議長（西岡）

続きまして、報告第2号令和元年度非農地化対象地について、このことについて、令和元年度の地区別の非農地化対象地は、令和2年1月事前通知をし、最終確認の

結果、下記のとおりとなりましたので報告します。

ということで事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい、令和元年度非農地化対象地について報告いたします。

議案は本日配りました一枚紙の大きく表が載っている紙になります。

令和元年度の非農地化事業の対象地の合計は、筆数が1,298筆で、面積が723,154㎡という結果になりました。ヘクタール換算で約72ヘクタールとなります。委員の皆様から毎年6月から8月に調査をしてもらった報告結果をベースにして、最低でも2年以上耕作放棄地のB判定となっていた農地のうち、事務局で二種類以上の航空写真を精査した結果になります。

さらに、今年度は担当の最適化推進委員の皆様にも非農地対象地を把握していただく意味も込めて、航空写真で確認をお願いしました。2月末か遅くとも3月初めには、非農地通知と登記の地目変更のための法務局での手続きの方法を同封して対象者に通知する予定になっております。もしこちらの通知について委員にお尋ねがありましたら、郵送料金はかかりますが郵便でも手続きができるという点と、手続きの方法がわかりづらい場合には、農業委員会事務局に連絡してくださいという2点をお伝えしていただければ助かります。直接法務局に行くといわれた場合は、いきなり窓口に行っても受け付けてもらえないときもあるので、1回法務局へ電話をして行くといいですよと伝えていただくと良いと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で報告第2号の説明を終わります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま非農地化の説明がございましたけれども、皆さん方、何かご質問はございませんか。

1番（蓮田）

郵便の差出し戻しはきていませんか。郵送で送ったのでしょうか。不在だからと返ってくる郵便はありませんでしたか、今のところ。

事務局（塩田）

宛名不明が、市内のほうはありませんが、市外のほうは何件か返ってきました。

1番（蓮田）

そうですね、長男がいないところがあるんですよね、跡取りが帰ってこないものだからですね。

事務局（塩田）

市外までいってしまうと、また住居を変えるとこちらではわからない場合があるので、そういう場合が返ってきていますね。

事務局（徳弘）

各地区を毎年毎年こう重点的に減らしていくように分けてやっています。今回は塩田がかなり頑張りました。

- 9 番 (松本) はい、わかりました。
- 議長 (西岡) 何割ぐらい手続きをされていますか、非農地通知を出して。事務局から全部に出していますが、所有者が手続きをしない限りはいつまでも変わりません。
- 1 番 (蓮田) 姫戸支所に行っても、これはわからない、本庁に行ってくださいと言われて来た人もいるんじゃないですか。姫戸から。
- 事務局 (塩田) 姫戸支所のほうからこちらのほうに連絡があったというのがありますね。
- 議長 (西岡) どうですか、何割ぐらい法務局で手続きをされているでしょうか。
- 事務局 (徳弘) 1割いないと思います。かなり割っていると思います。
- 1 番 (蓮田) 農家さんとしては市役所に行けばそれで済んだと思って、これは法務局に1回行かなければいけないと言いました。私はこれで終わりと思ったと言われました。
- 議長 (西岡) もうちょっと簡単にできるならいいのでしょうかね。
- 9 番 (松本) これはやっぱり当人がしなければならぬから、要するにこういう状況ですと、状況を知らせるだけでも農業委員会の仕組みがあるわけだから、あとはその人たちがどういう考え方でその土地をするかですね。
- 議長 (西岡) 市町村長の権限で非農地化ができるというのが最近ありませんでしたか。
- 事務局 (徳弘) あります。ありますが、農業委員会というよりも市町村長の権限で一括してというのが確かにありますけれども、これも2市1町、天草市あたりとも話はしましたけれども、諸々あつてかなりハードルは高いだろうと。農業委員会だけでできるなら非常に良いですけれども、まず税関係とかですね。
- 3 番 (山口) 相続をずっとしていないならできないわけで、だから困るわけです。亡くなったのにそのままにしてあるので、さかのぼってもできない土地があるわけだから。
- 1 番 (蓮田) まず法を改正して、跡取りか長子にというようにしなければこれは捗らないですよ、登記が。
- 9 番 (松本) 継続できなくなってしまう。

事務局（徳弘） 確か農地には限ってはいないですけども、今の国会に所有者不明の土地の扱いで法律が提出されていると思います。内容は詳しく見ていないですけど。

9 番（松本） 国会でそういう審議がありましたね。

議長（西岡） 所有不明の土地がその日本の国土の九州よりも広いという話ですから、九州より広いそうです。今、上天草の農地が 2000 何百町あって、1000 何百町は荒廃地というのですから、50%、60%の荒廃率です。

1 番（蓮田） やっぱり山間地がまた山に戻ってしまっている。戦後開拓して唐芋を作ったところがもう山だから。

議長（西岡） これを全部山林にその地目の変更ができるならですね、まだ減るんですけど、なかなか毎年事業しているけど、所有者が手続きをしない限りはずっと残っていく。

1 番（蓮田） これは時間がかかりますよね。

議長（西岡） 今まで地区で集まってもらって手続きをするようにいろいろ私たちも言っていました。ほとんど来られません。中には誰も来られないからやめたところもあります。公民館あたりに集まってもらっても 4、5 人。

それでは報告の第 2 号につきましては、何かご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ないようでございますので、報告第 2 号につきましては報告どおりといたします。

それでは、皆さん方のご協力をいただきまして無事議案の審議が終了いたしました。ご協力まことにありがとうございました。

続きまして、事務局のほうからその他のほうで説明がございますので、よろしく申し上げます。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）



閉会午前10時15分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年2月13日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

僅田治佳

上天草市農業委員会 委員

松岡健一郎